

令和2年5月19日

保護者様

京都府立乙訓高等学校
校長 中村 和雄

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る教育活動の段階的再開等について

現在、全ての府立学校において、5月31日（日）までを臨時休業としていますが、京都府の緩和判断基準に基づく休業要請の段階的緩和を受けた京都府教育委員会からの通知にもとづき、下記のとおり段階的に教育活動の再開に向けて取り組んでまいりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

記

1 教育活動の再開について

(1) 5月20日（水）～22日（金）

臨時休業及び登校可能日としていましたが、変更して登校日（授業日）とします。

各学年で2クラスを割り当て、さらに、生徒番号の奇数・偶数で前後半に分け、ホームルームで、健康状態の把握、学習状況の把握等を行います。

教職員の交代勤務制は5月19日（火）で解除し、5月20日（水）より通常勤務に戻ります。

(2) 5月25日（月）～29日（金）

臨時休業及び登校可能日としていましたが、変更して登校日（授業日）とし、週3日以内で学習指導、ガイダンス等を行います。本格的な再開に向けての準備段階として、特別時間割を編成して実施します。なお、詳細は、上記（1）の登校日にお伝えします。

(3) 6月1日（月）から学校を再開します。

2 授業日の回復について

生徒の学習を保障するために、夏・冬季休業期間を短縮することにより、授業日を回復するよう予定しています。

<授業日を回復する期間>（予定）

- ① 令和2年7月21日（火）から7月31日（金）の計8日間を回復
- ② 令和2年8月20日（木）から8月31日（月）の計6日間を回復
- ③ 令和2年12月21日（月）から12月25日（金）の計5日間を回復

3 部活動について

- (1) 休業期間中及び学校再開後1週間（6月7日）までは活動を禁止します。
- (2) 学校再開1週間後（6月8日）から当面の間は条件付きで活動を可能とします。

- ＜条件＞
- ① 顧問の指導の下で自校の部員のみによる校内での活動とする。
 - ② 活動時間は2時間以内とする。
 - ③ 飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動は禁止する。

4 登校時の注意事項について

- (1) 引き続き、毎朝の検温など健康観察に努めてください。
- (2) 体調がすぐれない場合（発熱等）は自宅で休養するようにしてください。
- (3) 登下校を含めて必ず、マスクは着用し、密集を避けることに、各自が努めてください。
- (4) 話をするような場面でも社会的距離（最低でも1メートル）をとって対応してください。
- (5) 消毒液等を用いて手指消毒を励行してください。
- (6) 感染が疑われる場合は、保健所または専用相談窓口（京都市内の方は 075-222-3421、京都市外の方は 075-414-4726）へ御相談いただくとともに、学校へも連絡してください。
- (7) 登校後、発熱、風邪症状がみられた場合、早退を勧めます。その際の交通手段などについて、御家庭で事前に相談しておいてください。
- (8) 学校再開にあたり、心身面で不安や相談がある場合は、担任、保健部まで御相談ください。
- (9) 今後の感染状況等により、予定が変更されることがありますので、学校からの連絡には十分に御留意ください。
- (10) 御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。（電話 951-1008）